

京都市身体障害者手帳に係る障害程度の再認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（以下「法」という。）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「手帳」という。）について、手帳の交付を受ける者の障害程度に変化が生じることが予想される場合に、法第17条の2第1項又は児童福祉法第19条第1項の規定に基づく再認定を実施することにより、障害認定の適正化を図ることを目的とする。

(対象者及び時期)

第2条 再認定を実施する対象者（以下「対象者」という。）及び再認定を実施する時期は、別表第1の左欄に掲げる対象者の区分に応じ、原則、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。ただし、同表第1号に規定する者が別表第2の左欄に掲げる対象者のいずれかに該当し、かつ、医師によって付された年月が同表の右欄に掲げる時期より前である場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる時期に再認定を実施するものとする。

2 市長は、別表第2の左欄に掲げる者で障害程度に変化が生じることが予想されるものについては、手帳診断書・意見書に再認定を要しないと記載されている場合も、原則、同表の右欄に掲げる時期に再認定を実施するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、再認定を要しないとされた者又は再認定を要するとされたがその時期が到来しない者について、必要に応じ、随時、法第17条の2第1項又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を行うことができる。

第3条 別表第1第1号ただし書に規定する時期及び別表第2に掲げる時期（3歳到達時を除く。）は、手帳を交付する日（以下「手帳交付日」という。）から起算した応当日の属する月の末日とする。

(通知)

第4条 市長は、対象者に手帳を交付する際、第1号様式により、再認定を実施することを通知するものとする。

2 市長は、対象者に対し、再認定を実施する概ね3箇月前に、第2号様式により、診査を受けるべき時期等を再度通知するものとする。ただし、市外からの転入者等で、本市以外の手帳交付機関から交付を受けた手帳に再認定時期が付されている者のうち、転入受付時に再認定時期までの期間が3箇月未満であるものについては、速やかに通知するものとする。

(診査)

第5条 対象者は、再認定の診査を受ける際、身体障害者手帳交付（再交付）申請書、身体障害者診断書・意見書等の必要書類を市長に提出するものとする。

2 市長は、診査を行った結果、法別表に掲げる障害に該当すると認めた場合は、身体障害者福祉法施行令第10条第3項の規定に基づき、手帳の再交付を行うものとする。

3 市長は、診査を行った結果、法別表に掲げる障害に該当しないと認めた場合は、法第16条第2項の規定に基づき、第3号様式により、手帳の返還を求めるものとする。

(督促等)

第6条 市長は、再認定時期が到来したにもかかわらず、診査に応じない者については、第4号様式により、再度通知するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由がある

と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定に基づき速やかに診査を受けることを通知したにもかかわらず、診査に応じない者については、第5号様式により、期限を定めて診査を受けるよう督促するものとする。
- 3 第1項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。
- 4 市長は、対象者が診査に応じるまでは、本市の福祉施策の利用について制限を設けることができる。

(返還命令)

第7条 市長は、第5条第3項の規定に基づき手帳の返還を求めたにもかかわらず、返還を拒む者又は前条第2項の規定に基づき督促を行ったにもかかわらず、診査を受けることを拒む者については、法第16条第2項の規定に基づき、第6号様式により、手帳の返還を命じるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(罰則)

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づき手帳の返還を命じたにもかかわらず、正当な理由なくこれに従わない者については、法第48条の規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する（第2条及び第3条関係）。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する（第2条、第3条及び第7条関係）。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する（第2条関係）。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する（第5条関係）。

(経過措置)

- 2 平成30年6月30日までに視野障害4級以上の認定を受け、再認定対象者とされた者で、平成30年7月1日改正の京都市身体障害認定基準を適用した場合、等級が下がる者は、従前の京都市身体障害認定基準を適用することができるものとする。

附 則

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

- 1 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に再認定時期が到来する手帳を所持する者であって、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響により医師の手帳診断書・意見書を提出することが困難となった者については、当該再認定時期に1年を加えた時期を再認定時期とする。

(施行期日)

2 この要綱は、決定の日から施行する（令和2年5月26日保健福祉局長決定）。

附 則（令和3年1月28日保健福祉局長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年3月23日保健福祉局長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対 象 者		時 期
(1)	手帳診断書・意見書に再認定を要すると記載されている者	医師によって付された年月の末日。ただし、同日が手帳交付日から起算して1年未満である場合にあっては、1年後とする。
(2)	市外からの転入者等で、本市以外の手帳交付機関から交付を受けた手帳に再認定時期が付されている者	手帳に付された年月の末日

別表第2（第2条関係）

対 象 者		時 期
(1)	18歳未満の児童	5年後（3歳未満の乳幼児にあっては、3歳到達時及びその5年後）
(2)	そしゃく機能障害で歯科矯正治療等を受ける予定の者	3年後
(3)	脳血管障害に起因する75歳未満の肢体不自由で、発症後6箇月未満で手帳の交付を受ける者	1年後
(4)	肢体不自由で、人工関節置換術、人工骨頭置換術等の関節に関する手術（関節固定術を除く。）の適応がある者又は当該手術後6箇月未満で手帳の交付を受ける者	1年後（手術時期が未定の者にあつては、5年後）
(5)	心臓機能障害で、先天性疾患による人工ペースメーカー等植込術、人工弁移植又は弁置換の手術を受ける予定の者又は当該手術を受けた者以外の者	1年後（人工ペースメーカー等植込術を受ける予定の者又は当該手術を受けた者にあつては、3年後）
(6)	小腸機能障害で、小腸切除（1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。）又は小腸疾患による者	3年後
(7)	初めて肝臓機能障害の認定を行う者で、第2回目の検査時点において、Child-Pugh 分類の合計点数が7点から9点の状態である者	1～5年後
(8)	社会福祉審議会が必要と認める者	1～5年後

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

様

京 都 市 長
(地域リハビリテーション推進センター企画課)

身体障害者手帳に係る障害程度の再認定について

この度、身体障害者手帳を交付することとなりましたが、将来、障害程度に変化が生じることが予想されますので、下記の再認定時期までに、再認定に係る診査を受けていただきますようお願いいたします。

詳しくは、再認定時期の概ね3箇月前にお知らせします。

記

1 手帳番号

2 障害名

3 再認定時期

4 再認定の理由

様

京 都 市 長
(地域リハビリテーション推進センター企画課)

身体障害者手帳に係る障害程度の再認定について（通知）

身体障害者手帳を交付する際にお知らせしておりました障害程度の再認定について、再認定時期が近づきましたので通知します。

つきましては、下記の期限までに書類を提出していただきますようお願いいたします。

なお、指定医師が、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当しないと診断された場合は、速やかに、手帳を返還していただきますようお願いいたします（下記5の書類を提出していただく必要はありません。）。

記

1 手 帳 番 号

2 障 害 名

3 再 認 定 時 期

4 提 出 期 限

5 提 出 書 類

- (1) 再認定通知書（本通知）
- (2) 身体障害者手帳交付（再交付）申請書（区役所（支所）障害保健福祉課にあります。）
- (3) 身体障害者診断書・意見書（本通知に添付しています。）
- (4) 写真（縦4 cm×横3 cm、上半身、脱帽）1枚

（注）再認定申請や返還届出の際には、①又は②も持参してください。

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）
- ② 個人番号の通知カード（記載内容に変更がないもの）又は個人番号が印字された住民票のいずれか及び顔写真付きの官公署発行の証明書（運転免許証等）

6 提 出 先

正当な理由なく、期限までに書類を提出されない場合は、本市の福祉施策の利用について制限を設けるとともに、身体障害者福祉法第16条第2項の規定により、手帳を返還していただくことがありますので、御留意ください。

第3号様式（第5条関係）

（1）全部返還用

年 月 日

様

京 都 市 長
(地域リハビリテーション推進センター企画課)

身体障害者手帳の返還について（通知）

先に提出のありました身体障害者手帳交付（再交付）申請について、障害程度の再認定を行った結果、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる障害に該当しませんでした。

つきましては、現在お持ちの下記の身体障害者手帳を、速やかに、お住まいの区役所（支所）保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課に返還していただきますようお願いいたします。

記

身体障害者手帳番号	第 号
障 害 名	

【お持ちいただくもの】

- 身体障害者手帳
- マイナンバーカード（個人番号カード） 又は
個人番号の通知カード（記載内容に変更がないもの）又は個人番号が印字された住民票のいずれか及び顔写真付きの官公署発行の証明書（運転免許証等）

第3号様式（第5条関係）

（2）一部返還用

年 月 日

様

京 都 市 長
(地域リハビリテーション推進センター企画課)

身体障害者手帳の返還について（通知）

先に提出のありました身体障害者手帳交付（再交付）申請について、障害程度の再認定を行った結果、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる_____障害に該当しませんでした。

つきましては、現在お持ちの下記の身体障害者手帳を、速やかに、お住まいの区役所（支所）保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課に返還していただきますようお願いいたします。記載内容を変更した新たな身体障害者手帳をお渡しします。

記

身体障害者手帳番号	第 号
障 害 名	

【お持ちいただくもの】

- 身体障害者手帳
- 写真（縦4cm×横3cm，上半身，脱帽）1枚
- マイナンバーカード（個人番号カード） 又は
個人番号の通知カード（記載内容に変更がないもの）又は個人番号が印字された住民票のいずれか及び顔写真付きの官公署発行の証明書（運転免許証等）

年 月 日

様

京 都 市 長
(地域リハビリテーション推進センター企画課)

身体障害者手帳に係る障害程度の再認定について（再通知）

先日、標記の件について通知しましたが、身体障害者手帳の再認定の期日が過ぎておりますので、至急、下記の書類を提出していただきますようお願いいたします。

なお、指定医師が、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当しないと診断された場合は、速やかに、手帳を返還していただきますようお願いいたします（下記4の書類を提出していただく必要はありません。）。

既にお手続きされている場合は、入れ違いですので、御容赦ください。

記

1 手帳番号

2 障害名

3 再認定時期

4 提出書類

- (1) 再認定通知書又は再認定再通知書（本通知）
- (2) 身体障害者手帳交付（再交付）申請書（区役所（支所）障害保健福祉課にあります。）
- (3) 身体障害者診断書・意見書（本通知に添付しています。）
- (4) 写真（縦4cm×横3cm、上半身、脱帽）1枚

（注）再認定申請や返還届出の際には、①又は②も持参してください。

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）
- ② 個人番号の通知カード（記載内容に変更がないもの）又は個人番号が印字された住民票のいずれか及び顔写真付きの官公署発行の証明書（運転免許証等）

5 提出先

正当な理由なく、期限までに書類を提出されない場合は、本市の福祉施策の利用について制限を設けるとともに、身体障害者福祉法第16条第2項の規定により、手帳を返還していただくことがありますので、御留意ください。

様

京都市長 印
(地域リハビリテーション推進センター企画課)

身体障害者手帳に係る障害程度の再認定について（督促）

標記の件について、 年 月 日付けで再通知しましたが、これまでの間、再認定に係る書類が提出されておりませんので、下記の期限までに書類を提出していただきますようお願いいたします。

なお、指定医師が、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当しないと診断された場合は、速やかに、手帳を返還していただきますようお願いいたします（下記4の書類を提出していただく必要はありません。）。

既にお手続きされている場合は、入れ違いですので、御容赦ください。

記

1 手 帳 番 号

2 障 害 名

3 提 出 期 限 年 月 日

4 提 出 書 類

- (1) 再認定督促書（本通知）
- (2) 身体障害者手帳交付（再交付）申請書（区役所（支所）障害保健福祉課にあります。）
- (3) 身体障害者診断書・意見書（本通知に添付しています。）
- (4) 写真（縦4cm×横3cm、上半身、脱帽）1枚

（注）再認定申請や返還届出の際には、①又は②も持参してください。

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）
- ② 個人番号の通知カード（記載内容に変更がないもの）又は個人番号が印字された住民票のいずれか及び顔写真付きの官公署発行の証明書（運転免許証等）

5 提 出 先

正当な理由なく、期限までに書類を提出されない場合は、身体障害者福祉法第16条第2項の規定により、手帳を返還していただくこととなりますので、十分御留意ください。

第6号様式（第7条関係）

京都市指令リハビリ第 号
年 月 日

様

京都市長 
(地域リハビリテーション推進センター企画課)

身体障害者手帳の返還について（命令）

身体障害者手帳に係る障害程度の再認定について、これまで、再認定通知書、再認定再通知書及び再認定督促書により、書類を提出していただくようお願いしてはりましたが、期限までに提出がありませんでした。

したがって、既にお知らせしておりましたとおり、身体障害者福祉法第16条第2項の規定により、身体障害者手帳の返還を命じますので、下記の期限までに手帳を返還してください。

なお、本命令に違反する場合は、身体障害者福祉法第48条の規定により、3月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられることがある旨申し添えます。

記

- 1 手 帳 番 号
- 2 障 害 名
- 3 返 還 期 限 年 月 日
- 4 返 還 先

この決定に不服があるときは、決定内容を知られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定内容を知られた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります）。

また、決定内容を知られた日（京都市長に審査請求をされた場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、決定内容を知られた日（京都市長に審査請求をされた場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定（京都市長に審査請求をされた場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。